

農業委員会だより

第98号

令和6年(2024年)

年3回発行
8月号

発行・問合せ 練馬区農業委員会 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 ☎5984-1398

営農を支援するため

農業経営への不安や課題を教えてください！

練馬区では、今年度から3年間をかけ、農地を所有する方をご訪問し、農業経営への不安や課題等の聞き取りを実施いたします。みなさまの営農を後押しできるような支援メニューを作成・ご案内するため、ご協力をお願いいたします。

- みなさまに、農業委員会事務局職員がお電話をし、順次お話を伺います。
- 「労働力が不足している」「後継者がいない」「技術的不安がある」「営農指導を受けたい」など、農業経営への不安や課題などお話しください。農サポーターや貸借制度など個々の状況に合わせた支援策をご案内いたします。今後も営農のサポートをさせていただきます。

私たちがお話を伺いに参ります



みなさまのご協力をお願いいたします 【問合せ】都市農業課都市農業係 ☎5984-1398

全国都市農業フェスティバル2025 プレイメント開催！

全国都市農業フェスティバル2025を、令和7年度に開催します。

今年度は、プレイメントを行います。

日程等の詳細は、区公式ホームページやSNSで随時発信していきます。

Instagramはこちら→

【問合せ】都市農業課事業調整担当係

☎5984-1498



農業委員会・JA 東京あおば・練馬区 三者意見交換会を開催しました

令和6年3月29日、農業委員会、東京あおば農業協同組合および練馬区の三者による意見交換会を行いました。農業委員会からは尾崎会長、田中副会長および篠田副会長が、JAからは久保組合長、相原副組合長ら代表理事の方々が、練馬区からは都市農業担当部長および都市農業課長が出席しました。

尾崎会長から「今回で5回目を迎えた本意見交換会では、農業者への支援等についてこれまで以上に具体的に議論を深め、農業委員会とJAの双方でできる支援を精査し、連携しながら農地の保全をしていきたい。」との発言がありました。

また、久保組合長からは「JAとしても農地の保全は重要なもので、本意見交換会を通じて得られた農地の管理状況や貸借の情報などは大変参考になる。その中でJAとしても農業委員会と連携し、少しでも農地の保全に繋がるような協力体制を築いていきたい。」との発言がありました。

8～10月は農地管理推進月間です

今年度は8～10月に農地パトロール(農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査)を実施します。区内の全生産緑地を対象として、農地の肥培管理状況や標識の有無などを確認します。



○肥培管理状況が不適切であると・・・

固定資産税の課税額が変更されたり、相続税の猶予を受けている場合には期限が確定し、納税の猶予を受けていた相続税を納付しなければならなくなる場合があります。調査の結果、肥培管理状況が不適切な農地所有者には、農業委員からご連絡させていただく場合があります。

○農地の管理に不安がある方は・・・

農業委員・農業委員会事務局にご相談ください！

「体調が悪く農業をするのが難しい」、「雑草処理が間に合わない」など、どんなことでも構いません。農業委員会では、農業者に応じた支援策をご案内しています。

練馬区内では、生産緑地（相続税納税猶予適用農地を含む）の貸借が進んでいます。農業委員会やJAが間に入り、サポートしていますので、畑を貸すことに不安を感じている方も、ぜひ一度、ご相談ください。

農業経営実態調査にご協力を

農業委員会では、毎年8月1日を基準日として「練馬区農業経営実態調査」を実施しています。調査結果は、農業委員会業務のほか、都市農地の保全や農業振興施策のために活用します。

8月初旬に各戸へ調査票等を郵送しました。提出期限は8月30日(金)ですので、調査へのご協力をお願いいたします。

【問合せ】農業委員会事務局 ☎ 5984-1398

農業者年金に加入しませんか

積み立て方式による確定拠出型の年金で、加入資格・要件に該当する方は、いつでも加入・脱退できます。

積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まるため、その時々への加入者数等に左右されにくい、長期安定型の制度となっています。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA東京あおばにお問い合わせください。

雑草で
お困りの方に

太陽光で 雑草を防除する方法



夏期は特に畑の雑草に困る季節です。雑草をそのままにしておくと、作物の収量低下や病害虫の発生につながります。

そこで、除草剤を使用せず、太陽光で雑草防除を行う方法についてご紹介いたします。

●時期

地温が十分に上がる、梅雨明けから9月上旬

●手順

- ①慣行どおり基肥を施用して耕運し、畝を作ります。
- ②土を軽く握ると塊ができる程度に畝を湿らせ、透明マルチを展張します。
マルチは穴が空いていない物を使用してください。
- ③3週間以上経過してから、**表層を極力崩さないよう**にして播種や定植を行います。
(太陽熱で消毒できるのは土中の浅い層だけで、耕運すると深い層の雑草種子が出てきてしまいます。)

●事例

昨年度、練馬区のニンジン圃場において、「太陽熱土壤消毒区」「除草剤処理区」「無処理区(マルチ、除草剤無し)」の3つの畝で比較をしました。

その結果、太陽熱土壤消毒を行った区は無処理区よりも雑草が少なく、除草剤処理区と同等以上の防除効果が確認されました。



【雑草生体重】(g/10㎡)

太陽熱土壤消毒区	除草剤処理区	無処理区
41	70	188

【問合せ】 区部農業改良普及センター城北分室 ☎ 3311-9950

農作業中の熱中症にお気を付けください

農作業中に熱中症になる方が増えています。対策のポイントを押さえて、夏を乗り切りましょう。

熱中症対策 のポイント

- 高温時の作業は避ける
- こまめな休憩と水分・塩分補給をする
- 帽子や送風機等の活用をする
- 単独作業は避け、複数名で時間を決めて連絡を取り合う



生産緑地の新規・追加指定申込受付を開始

練馬区では、生産緑地地区の新規・追加指定を積極的に推進しています。
令和7年度の生産緑地地区の指定に向けた新規・追加指定の相談申込みを、
令和6年9月20日(金)まで都市計画課（練馬区役所本庁舎16階）で
受け付けています。
また、通年で新規・追加指定の相談受付も開始しております。（詳細につきましては同封の
指定相談に関するご案内をご覧ください）
指定のご意向がある方、要件を詳しく知りたい方は、都市計画課へお問い合わせください。

生産緑地地区とは？

農地を生産緑地地区として都市計画に定めて、30年間適切に管理していただくことで、計画的に保全する制度です。面積300㎡以上や、道路に接しているなどの指定要件があります。また、指定されると、税制面の特例措置があります。

相談から申請書受付までの流れ

- 1 指定の相談受付（令和6年9月20日まで）**
相談の際は、指定したい区域が分かる地図をご用意ください。
- 2 現地確認**
相談受付後、日程を調整し、区職員が現地確認を行います。
- 3 指定申請書受付（令和6年10月31日まで）**
現地確認後、指定要件に適合すると認められる場合、指定申請書をお渡しします。指定申請書に必要事項を記載してご提出ください。

今年度から手続きが変わりました
(指定希望届の提出がなくなりました)
相談の受付先は**都市計画課**です

詳しい流れは、同封の
指定相談に関するご案内を
ご覧ください

区ホームページ



【生産緑地制度に関する問合せ】都市計画課土地利用計画担当係 ☎ 5984-1544
【農地に関する問合せ】農業委員会事務局 ☎ 5984-1398

第30回「農業委員会だより」全国コンクールで 「全国農業新聞特別賞」を受賞しました！

練馬区の農業委員会だより(令和5年度発行分)が、第30回「農業委員会だより」全国コンクール（全国農業会議所、全国農業新聞主催）で「全国農業新聞特別賞」を受賞しました。コンクールでは毎年農業委員会が発行する優秀な広報誌を表彰しています。

今後もみなさまにとって有意義な記事となる活動をしていきます。



6月18日 表彰状授与式
(右：尾崎賀一会長)

編集後記

過去には「都市に農地はいらない」と言われていた時代がありましたが、近年では体験農園、果樹摘み取り園、ベジかるファーム、農の学校等、練馬区による農業振興の支援もあり、区内外の消費者の方々が家族や友人と四季折々の農産物の収穫を楽しむ素敵な光景が生産緑地で見られ、農に触れる楽しさ、農地の大切さ、食の重要性、都市農業の必要性を共感していただけていると感じております。

農地の維持、管理においては様々な課題がありますが、次世代に農のある光景を繋げられるよう、微力ではありますが委員として活動していきたいと思っております。

(荘埜)

【広報部会委員】

部会長	篠田 政巳
部会員	篠 貞夫
部会員	荘埜 晃一
部会員	橋本 良子
部会員	渡邊 仁